



SB 32、AWGハイライト

2010年6月5日土曜日

コンタクトグループと非公式協議が午前と午後で開催され、条約6条（教育、訓練、啓発）、SBIの下での国際取引ログ手数料、AWG-LCAの下での議題項目 3 (COP 16へ提起する成果の準備)、AWG-KPの下での附属書 I 国の排出削減、その他の問題、法的問題が討議された。

コンタクトグループ及び非公式協議

議題項目 3 (AWG-LCA): 適応: 午前のAWG-LCA コンタクトグループでは、AWG-LCA議長が作成した論点リストをベースに、適応に関する集中的な議論が行われた。

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/questions_for_adaptation_session-final.pdf).

特に焦点となったのは、適応に関する行動強化の範囲; 制度的なアレンジ; 損失被害への対応; 適応行動と支援のマッチングであった。

モルディブは、G-77/中国の立場から、適応がすべての途上国にとって決定的に重要であるとし、資金供与は新規かつ政府開発援助 (ODA) に追加すべきものであり、基金主導型というより国家主導型とすべきであると述べた。また、条約の下に適応に関する常設機関を設置することを提案し、京都議定書 適応基金(AF) が良い参考になると述べた。損失被害については補償・復興のための保険を強調し、マッチング支援については国家主導の行動実施に特化した長期金融の必要性を強調した。

バングラデシュは LDCsの立場から、クック諸島はAOSISの立場から、対応措置についてはテキストの緩和や他の文脈においても十分に取り上げられており、適応の章の中に含めるべきではないと強調した。また、明確な機能、役割、責任をもった制度づくりの重要性を強調し、適応行動の実施を促進するための地域センターや国際センター設置、ネットワークづくりを求めた。

AOSISは、SIDSとLDCsに対する特化を強調し、現在の制度的アレンジは十分でなく、分断化されているとし、特に条約の下での適応機関と資金供与の新たな窓口を求めた。損失被害については、異常気象やリスク軽減措置のための保険へのアクセスを含め、費用対効果のあるリスク移転・分担メカニズムを求めた。LDCsとSIDS向けの計画プロセス支援はファンド分散のための第一の促進要因であるべきだと強調し、特に資金供与に関する追加性に関連したMRVのプロセス改善を求めた。

ガーナは、アフリカン・グループの立場から、特にアフリカ、LDCsとSIDSにおける適応行動の即時実施が必要だと強調した。また、条約の下での制度的アレンジには適応委員会を含めるべきだとし、途上国における気候変動に関連した損失被害に対処するための国際的なメカニズムの構築を支持した。さらに、特に附属書IIの締約国による支援が簡素な方式かつ直接アクセスにより提供されているかどうか、また公的資金からの補助金ベースの新規及び追加的な支援であるかどうか評価する必要があると強調した。

ニュージーランド、ノルウェー、カナダは、適応には対応措置に関する影響への適応は含んでいないと強調した。ニュージーランドは、UNFCCCの下に損失被害に対処するための国際的メカニズムを設置する案に対し、気候変動と異常気象の何らかの具体的な現象との関連性を証明するのは困難だとして反対の意を唱えた。また、支援と行動とのマッチングについては、AFが条約と京都議定書の両方に基づく適応基金となるようAFの強化を提案した。AOSISの立場から、ノルウェーは、この問題の重要性を認識していると述べ、損失被害の対処案は多くの問題を提示しているが、同国はそれらの議論の門戸を開いていると述べた。また、資金問題と平行して適応問題を取り上げるというコペンハーゲンでのアプローチについて強調した。

ニカラグアは、先進国が適応行動の費用全額を負担する必要があると強調した。適応に関する政策措置の立案及び実行は国家主権で定義されるべきであるとし、条約の下での適応基金が必要であると述べた。

サウジアラビアは、アルジェリアの支持を受け、適応という文脈において対応措置の影響を取り上げる必要があると主張し、コペンハーゲンではAOSISやLDCs諸国のリーダーを含め、政治的な指導者がそうしたアプローチに賛同していたと強調した。また、経済的に脆弱な国々による適応の必要性を強調し、気候変動の影響と対応措置の影響の双方に適応するための新たな金融窓口設置案を支持した。さらに、対応措置の影響からの損失被害も補償すべきだと述べた。サウジアラビアは、“化石燃料は気候変動の犠牲者”だとして経済多角化の必要性を強調し、対応措置は条約に不可欠であり、いかなる新条約にも不可欠な要素であると強調した。バルバドスは、グレナダ及びコスタリカの支持を受け、“風邪の症状に苦しむ患者は、深刻な病気の患者とは違う配慮を受けるべきだ”と述べ、適応に関するテキストで対応措置を取り上げるべきではないと強調した。

制度的アレンジについては、カナダが、最も脆弱な国に配慮した国家主導のアプローチ、及び開発戦略を盛り込んだ国家戦略への適応の統合促進を強調しつつ、“形式よりも機能が先だ”と主張した。既存の制度を通じた行動の強化と資金、技術、キャパシティビルディングに関する議論を通じた支援と適応行動とのマッチングを支持した。

メキシコは、脆弱な産業部門と地域の検討、地域別ネットワークの発展・強化を提案した。オーストラリ

アは、制度的アレンジには、協力重視、情報共有、トレンド及びギャップ分析、技術的なアドバイス及びキャパシティビルディングという機能を含めるべきだと強調した。また、損失損害への対応では、予防的アプローチを中心とすべきだが、保険が果たす役割もあるかもしれないと述べた。米国とともに、オーストラリアは、行動と支援のマッチングは資金の文脈で議論するのがベストだと述べた。トルコは、損失被害メカニズムの必要性と早期警戒制度の優先順位づけを強調しながら、制度構造は資金メカニズムの橋渡し役として働くべきだと示唆した。パナマは、中米統合機構（SICA）の立場から、中米諸国の脆弱性を考慮に入れるよう求めた。

スイスは、融資とニーズに関する多様な資金源に鑑み、最も脆弱な国々への支援を優先的に行うことと、適応ニーズと支援をマッチングさせることの重要性を強調した。フィリピン及び東ティモールは、条約の下に適応委員会と基金を創設する案を支持し、フィリピンとともに、支援との行動とのマッチングは、明確さ、透明性、目的、予測可能性があって、国家主導型であるべきだと指摘した。

米国は、すべての国々が適応の課題に直面することを認識するよう求めた。保険メカニズムについては、損失被害への対処には適当ではないが、米国はリスク管理に係わる一連の手続きや対応メカニズムについて議論することにやぶさかではないと述べた。制度メカニズムについては、機能のリストの議論から始めることが一番良いと強調し、このテーマに関して合意可能であると思われる分野としては：技術支援；情報及びアイデアの統合・共有；国際機関からの情報収集；内的キャパシティであると指摘した。また、現行の議論において既存の構造が無視されていることは遺憾であるとし、新たに設置された基金が成熟するには時間がかかると示唆した。パキスタンは、AF設置を要請し、“克服できない法的問題は存在しない”と述べた。

スペインは、EUの立場から、緩和と適応を等しく扱うことと、特に脆弱な国々を中心とした早期開始融資へ支持を表明し、対応措置の問題は緩和の下で扱うべきだと強調した。また、新たな制度または制度改革の必要性を決定するための土台として、現行のアレンジの下での適応ニーズの充足度評価を求め、国家レベルで気候変動の影響に関連した損失被害に対処することを提案したが、すべての地域が確実にカバーされるよう国際的な観点から活動内容をとりまとめるべきだと主張した。

中国は、UNFCCCの下に適応問題に特化した機関が欠如しているために緩和と適応が同等に扱われていないことが遺憾であるとし、適応委員会の設置を支持し、それにより、特に途上国の適応ニーズの評価；ガイドダンス策定；技術基準の策定；プログラムの実施促進を行うことを主張した。日本は、対応措置の問題は緩和の下で取り上げられてきたと強調しながら、取組みの重複を予防するよう要請した。また、新たな制度が必要かどうか決定するため、適応に関して必要な機能が何であるか特定するよう求めた。

ボリビアは、もっと包括的な適応へのアプローチが必要だと強調しつつ、途上国は適応を継続的に行うことができないとして、先進国に生活スタイルの適応を開始するよう要請した。また、支援の提供、先進国の気候負債に相当するものとすべきであるとし、遵守を担保するメカニズムと“あらゆる人にとっての気候正義”を求めた。

グアテマラは、特に脆弱な国としての考慮を要請し、社会および人間開発指標を検討するよう求めた。アフガニスタン、及びタジキスタンは、山岳国家に対する特別な配慮を提案した。グレナダは、脆弱性については、BAPですでに定義されているため、新たに定義する必要はないと強調した。パキスタンは、多くの文書で定義されている最も脆弱な国々という概念には賛同できないと述べ、それがUNFCCCと整合性が図られていないとして科学に準拠したカテゴリーをつくるよう要請した。

フィジーは、損失被害に対処するためのメカニズムについて強調した。南アフリカは、実施において、適応に関する完全なサイクルに対処すべきであり、AF理事会から教訓を学ぶべきだと述べ、地域センターと連絡窓口が重要であると強調した。ペルーは、適応が既存の国家計画に統合されることを求め、ナイロビ作業計画のツール活用を求めた。エジプトは、適応に関する連携強化のための監督機関と遵守理事会の必要性を強調した。

ミクロネシアは、適応に関する今後の制度のありかたとして、資金を管理するような財務構造を含むが、UNFCCCの外に設置することもありうるとし、災害リスク関連機関からのインプットとUNFCCC事務局の事務的な支援を受ける技術部門を備えるべきだと主張した。

緩和行動の促進と費用効果の向上のための市場活用の機会: 午後のコンタクトグループでは、AWG-LCA議長作成の論点リストを踏まえて、緩和行動の促進と費用効果の向上のための市場活用の機会を中心とした議論が行われた。

(http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/opportunities_for_using_markets.pdf).

南アフリカは、G-77/中国の立場から、重要項目に関する議論に取り組むための意欲を表明した。市場以外のアプローチについても検討することを強調し、資金の議論の重要性を強く主張した。G-77/中国、AOSISの立場からマーシャル諸島、ノルウェー、EU、ニュージーランドをはじめとする国々が、本件に関する集中分科会の設置を支持した。

AOSISは、民間部門を取り込み、炭素価格を設定し、あらゆる国々において低炭素開発技術を促進する必要があると指摘し、市場と市場以外のアプローチの両方が必要であると述べた。また、ルールに基づいた枠

組みと新たなメカニズムすべてに堅固なMRVが必要だと述べ、国内的な手段を中心として排出削減を達成すべきだと主張した。

メキシコは、環境十全性グループの立場から、公的な資金拠出を補完するための市場メカニズムの強化が重要であると強調し、炭素価格に関する国際的なシグナルを拡大する新メカニズム設立を支持した。

EU及び米国は、コペンハーゲンで合意された年間資金拠出額1000億米ドルを動員する上で市場メカニズムが果たす役割が重要だと強調した。EUは、途上国による緩和に立脚し、より大規模に運用させる、新メカニズム創設案を支持した。また、EUの排出量取引制度（EU-ETS）は2013年以降も一定のクレジットを受け入れることに言及しながら、CDMは継続、改善すべきだと主張した。

ガイアナは、公的資金を補完するためには“実利的、現実的な観点から”市場からの資金が必要とされていると説明し、条約の下にある基金に流れる市場にリンクした資金拠出；遵守市場からの市場ベースの資金拠出という、2種類の資金源の概要を説明した。特に：堅固な森林炭素MRV手法；各国の事情を勘案した参照レベル；環境十全性及び追加性について述べた。

ロシアは、京都議定書の柔軟性メカニズムの基本的な考え方は、排出削減目標を担う国々に目標達成を促すというものであると強調し、このレンズを通してメカニズムに対応する必要があると指摘した。また、現行の京都議定書のメカニズムと、これに関連するユニットは継続しなければならないと強調した。

ノルウェーは、大幅な排出削減に貢献し、既存のメカニズムを補完するような、セクター別メカニズムの可能性を強調しながら、新たな市場メカニズムに支持を表明した。費用対効果、環境十全性、持続可能な開発、民間投資を含めた諸原則を強調した。日本は、既存のメカニズム改善と新たなメカニズム創設を支持し、2つのAWGの下での市場メカニズムに関する議論の整合性を図るよう求めた。

ボリビアは、市場メカニズムについて慎重に分析するよう求め、既存のメカニズムと投機バブルの可能性に関する評価；炭素権の民営化および自然の商品化による影響；先進国の責任を途上国に転嫁することの防止；環境十全性の意味合い；大気圏活用における衡平性などの問題も含めて検討するよう求めた。また、市場は気候変動問題の解決に役立つものではないと主張し、持続可能な生産消費パターン、“地球のキャパシティの5倍以上”の附属書 I 国のカーボンフットプリントを含めた根本的な原因への対応を求めた。

シンガポールは、民間資本の潜在力を最大限に活用することによって、なかなか関心が集まらないような国々やプロジェクトに対して、公的投融資をダイレクトに流すことができるのだと主張した。また、市場の活用にあたっては、リアルで永久的な排出削減につながり、各国の排出削減目標に依存し、国内行動を補足するものとすべきであると強調した。オーストラリアは、自国の目標レンジが炭素市場の稼動を想定してい

ると強調し、環境十全性の保護、二重算定防止を行える新たな市場メカニズムの構築を求めるとともに、REDD+ メカニズム活用を支持した。

サウジアラビアは、公的融資が主たる資金源であるべきだとし、民間の資金提供は補完的・補足的なものであると述べた。また、新たな市場メカニズムの構築については、京都議定書の既存のメカニズムで十分であるとして反対を唱えた。ニュージーランドは、CDM改善の重要性に触れ、資金動員と技術移転奨励のための新メカニズム発足を支持した。また、途上国が“簡単に実を摘む”ことができ、より高額の緩和コストを市場メカニズムが補填するような、新たな正味の排出削減という形の“気候の配当”が必要であると指摘した。

米国は、市場メカニズムは自主的かつ非排他的なものであるべきで、各国に独自の市場や協定づくりも認めなければならないと主張した。また、2013年以降の期間にCDMが重要な役割を果たすとし、米国の国内法案ではセクター別クレジット制度が重視されていると強調した。

アルゼンチンは、ホスト国向けにはリスク回避と緩和への資金供与を行い、途上国向けにはコベネフィット（共同便益）を担保し、市場のゆがみを回避するため、市場メカニズム、特にCDMに関する過去の経験から学ぶ必要があると強調した。

中国は、市場の活用は、先進国による資金面の約束遂行とオフセット創出の面で二重算定につながる恐れがあると警告した。また、市場メカニズムは、途上国の緩和支援と見なすことはできないと述べた。中国は、京都議定書の締約国ではない附属書 I 国の特殊なニーズに対応する意思があると表明する一方で、新たな市場メカニズムは必要ないとし、BAPサブパラグラフ 1(b)(i)に基づく約束を担っている場合には、そうした国々には必要な変更を加えて議定書の規定を適用すべきであると述べた。

カナダは、締約国の懸念に対応するには、テキスト案の文言を練る必要があると強調しつつ、新たな市場メカニズムづくりを支持した。また、炭素市場が低コストの緩和と民間資金の動員に寄与すると示唆しながら、公共部門が特にLDCsにおけるリスク補填に重要な役割を果たすと強調した。

トルコは、地球規模の緩和の目標を実現するための堅固で透明性と実効性ある国際炭素市場にハイライトを当て、新たな市場メカニズムづくりと堅固なMRVを通じた炭素リーケージ防止を求めた。

コロンビアは、チリ、コスタリカ、ドミニカ、パナマ、ウルグアイを代表する立場で、市場ベースのアプローチは特に、民間投資の促進；地域の環境へのメリット；雇用創出に寄与することが証明されていると述べた。また、地球規模で緩和目標を上げ、NAMAsクレジット付与、信頼性あるMRV確保といった新たな局面を統合する必要があると強調し、あらゆる途上国向けに炭素市場へのアクセスを促進するよう求めた。

パプアニューギニアは、低炭素経済を支援するため新たな市場メカニズムが必要だと指摘し、既存メカニズムと新メカニズムとの調和が重要であると強調した。

ブラジルは、評価済みの分担金が主な資金源である限りは市場メカニズムを支持すると述べ、新規および追加的資金供与の定義に関するガイドラインを求めた。さらに、オフセット・メカニズムの役割はあるが、それは新規および追加的な資金供与にはあたらしないと力説し、時間的制約がない点を強調しつつ京都議定書に基づき設定された市場メカニズムこそ唯一必要とされるものだと強調した。

南アフリカは、市場が費用対効果の面で果たす役割を認識したが、あくまでも国内行動を補足するという役割にとどめるべきだと述べ、“オプション・バスケット”の範囲内で、例えば貸付やシードマネーといった市場以外のアプローチがあると指摘した。

国際取引ログ (ITL)手数料(SBI): ITL手数料回収法に関するコンタクトグループで、COP/MOP 6に送付する決定書案も盛り込んだ、結論書草案の合意がなされた。

条約第6条 (SBI): 条約第6条に関するコンタクトグループでは、特に、UNFCCC6条に関して改定されたニューデリー作業計画の実施に関する進捗の中間レビューを行うための委託条件案(TORs) を盛り込んだSBI結論書草案を検討するための会合が行われた。結論書TORsについて1パラグラフごと検討が行われ、その後、締約国の合意を得た。米国は、特に、未払い融資案件となっているアフリカ及びSIDS地域のワークショップに資金を拠出すると発表した。

資金(AWG-LCA): AWG-LCAの下での資金に関する午後の非公式協議では、提案されている資金理事会の役割の問題を取り上げ、既存の制度におけるギャップについて、運用レベルまたはマクロレベルでの検討を行った。そこで浮き彫りになった問題点としては、監督及び説明責任を検討するための枠組み; ファンドのためのフォーラム設置及びその運営方法;情報の流れ; ファンドの中心性とアクセスのしやすさ等が挙げられる。非公式協議が継続される。

適応基金のレビュー (SBI): 午後行われたAFレビューに関する非公式協議では、改訂された委託条件案(TORs)について、AF理事会 (AFB) の業務パフォーマンスをレビュー対象とすべきかどうかという問題を中心に議論した。一部の締約国から、まだ拠出金の支払いが無い段階で議論するのは時期尚早だとの意見が出た。非公式協議が続けられる。

附属書 I 国の排出削減 (AWG-KP): コンタクトグループでは、締約国の誓約をどのように数値化した排出抑制・削減目標(QELROs)に変換していくかという方策が検討された。ミクロネシアは、どのオプションが環境的により野心的な成果を出すのか識別させることを提案し、1990年を共通基準年として使用することを

求めた。ニュージーランドは、1990年が共通参照年に選ばれた場合、比較可能性について何らの意味合いも無くして、締約国は自らが希望する基準年を自由に選択することになるだろうと述べた。また、ロシア、オーストラリアとともに、QELROsは締約国間で交渉されるべきもので、規定すべきものではないと主張した。

EUは、スイス、ノルウェーとともに、事務局のテクニカルペーパー(FCCC/TP/2010/2)の中に概要が記された、誓約をQELROsに変換するための方法論が、交渉テーブル上の実際の誓約に適用されるのか模索することに興味があると表明したが、日本がこれに反対を唱えた。事務局からは、様々なオプションを紹介する一覧表の入ったテクニカルペーパーについての情報が伝えられた。

その後、数値と柔軟性メカニズムの関係性について締約国が話しあった。AWG-KPのDovland副議長は、こうしたメカニズムの評価は困難だとしながらも、その影響について定量的な推計を行うことが有用であると指摘し、メカニズム改善のための各種提案について概要を説明した。

ミクロネシアは、ブラジル、中国とともに、より大きな附属書 I 国の野心的数値がメカニズムの需要を牽引すると述べ、国内的な努力を誘導するための補足的なツールとしてのメカニズムを紹介し、CDMに関するルール“一掃”；低コスト技術の調査；炭素価格を上げるための余剰除去量問題への対応；野心レベルを向上させるためにメカニズムの費用対効果の活用等のポテンシャルがあると指摘した。

EUは、オフセットは“ 大気にとって良い政策”だと述べながら、ノルウェーとともに、様々なメカニズムの影響を定量化するためのテクニカル・ワークショップを提案した。ベネズエラは、フィリピンとともに、当該のワークショップで環境十全性について焦点をあてるよう求め、インドネシアとともに、排出総量にはボトムアップ方式よりもトップダウン方式の方が優れていると主張した。ブラジルは、現在の野心レベルが維持され、メカニズム利用が増加するならば、排出削減努力の大半が途上国へと移転されるとして、このワークショップで補足性を取り上げるべきだと強調した。

その他の問題 (AWG-KP): LULUCFに関する午後のコンタクトグループでは、ブラジルが、G-77/中国を代表して、参照レベルの設計に関するG-77/中国提案の概要を説明した。その中で、締約国は附属書に参照レベルを記載し、これを設計する上で使用した要素について記載した文書を提出し、その後、修正期間を設けるのだと説明した。参照レベルの設定に使用したのと同じ要素で確実にアカウンティングが行われる必要があると強調しながら、2012年から参照レベルと年間インベントリのレビューを開始することを提案した。締約国には、今後のレビューのガイドラインの諸要素について議論を開始するよう求めた。ツバルは、森林管理活動に係わるアカウンティングの正確性、透明性、検証性には問題があると指摘し、他のアカウンティングのオプションがあると強調した。

G-77/中国は、参照レベルに関する政策インパクトを特定することは難題だと強調し、まだ具体的な%比率については合意がないと言及しながらも、森林管理において、全締約国に一定のキャップをかけることを提案した。ニュージーランドは、G-77/中国提案における「透明なアカウンティング」を考えれば、キャップが果たして必要なのかと疑義を呈した。ロシアは、歴史的なベースラインと将来予測のベースラインとの差異について言及し、キャップについて述べているテキストは、将来予測のベースラインだけに当てはまることだと示唆した。

気候行動ネットワーク (CAN) は、参照レベルを設計するために歴史的ベースラインを用いることが有用だと強調した。Rocha共同ファシリテータは、月曜日に参照レベルに関するノンペーパーが提供されると伝えた。

法的問題 (AWG-KP): 法的問題のコンタクトグループでは、京都議定書の関連規定を踏まえ、第1約束期間と第2約束期間に空隙が生じないようにするためには、2012年10月3日までに、議定書締約国の4分の3が批准文書を寄託しなければならないと事務局が説明していた。

ツバルは、この空白期間を回避するには、交渉の加速化; 議定書改正の発効に係わる規定の煩雑さ軽減; 暫定的な改正事項の適用という3つの選択肢があると述べた。オーストラリアは、国内的な制約上、暫定的適用には問題があると述べた。

中国は、発効手続き要件の改正にも暫定適用にも法改正が必要であり、発効に関する現行ルールを前提としなければならない為、交渉を加速しようという政治的な意思がなければ、現段階では現実的な選択肢は限られていると指摘した。

ツバル、ブラジルは、柔軟性メカニズム、空白期間が特にCDMに及ぼす法的意味合い、及びマラケシュ合意における他の制度的アレンジについて強調した。

シンガポールは、暫定的に適用する場合の法的義務の性質を疑問視した。事務局は、COP/MOP決定書は国際法上の縛りを受けるという意思の表明と見なされるとの事務局見解を明らかにした。

EUは、暫定適用が課されることによって、一部の国々には憲法上厄介な問題が生じると指摘し、CDM問題をさらに検証していくことに関心を示した。いくつかの締約国は、追加的な約束期間に関する合意にかかわらず、京都議定書は期限切れに向かっているのだと言及した。

締約国は、空白期間に対応するための可能性; 改正事項の暫定適用の賛否両論; 空白期間が柔軟性メカニズムに及ぼす影響に関する文書の作成を事務局に要請するという事で合意した。

廊下にて

交渉第1週目が終わり、参加者はこれまでの成果—あるいは反省点—の振り返りを行っていた。全体的に見ると、参加者の意見はまちまちだった。AWG-LCAの下で資金問題をフォローしていた参加者からは、進展に満足しているとの声も聞かれた。ある先進国の政府代表は“来週が楽しみだ。もっと大きな進展すら、ありうるのではないかという期待と希望をもっている”と言う。また、議論を進行させるAWG-LCA議長の手腕は“ハイレベル”との評価も参加者からチラホラ聞くことができた。しかし、他方では、一部の締約国が自国の見解を繰り返すばかりで建設的な議論にならなかったとの話も聞かれた。“昨年の6月からまるで議論が進んでないように思える”と、ある先進国政府の交渉官が嘆いていた。

さて、交渉ルームの外では、数多くのアクティビティが行われた。世界環境デーを記念して事務局から緑のリボンが配られ、Hotel Maritimの外では気候の正義を訴える活動家たちのデモが行われ、本会議場の隣では国連砂漠化対処条約が毎年のランド・デーのイベントを行っていた。また、多くの参加者が、UNFCCCのYvo de Boer事務局のお別れ会としてNGO主催で開催される土曜夜のパーティーに行くつもりだと話していた。

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, and Simon Wolf. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - May/June 2010 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.